

令和元年度 社会福祉推進事業 採択事業

事業名	事業概要
<p>就労準備支援事業及び家計改善支援事業にかかる支援実績の促進を図るための調査研究事業</p>	<p>生活困窮者自立支援法の一部改正（平成 30 年 6 月 8 日公布）により、「生活困窮者自立相談支援事業」及び「生活困窮者住居確保給付金」の支給のほか、「生活困窮者就労準備支援事業」及び「生活困窮者家計改善支援事業」が都道府県等の努力義務となった。これらの事業を一体的に実施することにより、事業間の相互補完的かつ連続的な支援が可能となり、生活困窮者に対する自立の支援をより効果的かつ効率的に行うことができると期待される。国は、令和 4 年度には全ての都道府県等が両事業を行うことを目指して、令和元年度から令和 3 年度までの 3 年間で都道府県等における両事業の実施を集中的に促進する期間としている。</p> <p>そこで、本調査研究では、過去の支援実績データの分析、アンケート調査（福祉事務所設置自治体、就労準備支援事業者、家計改善支援事業者）、ヒアリング調査等を実施し、自治体で実施されている「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」の支援実績が多い自治体と少ない自治体について、①利用者、②支援の提供者、及び③社会環境等、主に 3 つの観点で比較・分析を行い、両事業の支援実績を更に促進させるための課題を整理するとともに、その課題解決に向けた方法を提示する。</p>